

令和7年3月21日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 石破 茂 殿

福島県知事 内堀 雅雄

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づく
福島県産原乳の「解除後の検査計画及び出荷管理」の見直しについて

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）に基づき作成した、本県において産出された原乳の「解除後の検査計画及び出荷管理」を、別添のとおり見直したので提出します。

主な変更点

1 別添「C S等の区分、所在地及び該当市町村」

- ① 令和7年4月1日より「郡山C S（郡山市）」を削除する。
- ② 令和7年4月1日より「本宮C S 1（本宮市）」の該当市町村に、須賀川市、鏡石町、石川町、浅川町、三春町、白河市、西郷村、泉崎村、塙町、会津美里町、川内村、浪江町を追加する。
- ③ 令和7年4月1日より「郡山C S（郡山市）」の該当市町村から古殿町を、「県南C S（泉崎村）」の該当市町村より白河市を削除する。

変更の理由

1 別添「C S等の区分、所在地及び該当市町村」

- ① 令和7年3月31日より「郡山C S（郡山市）」が稼働停止するため。
- ② 「郡山C S（郡山市）」の稼働停止により、「郡山C S（郡山市）」へ搬入していた原乳が、「本宮C S 1（本宮市）」へ搬入されるため。
- ③ 酪農家の廃業により、各市町より該当するC Sへの出荷がなくなったため。

解除後の検査計画及び出荷管理

1 解除後の検査計画

(1) 別添のCS又は乳業工場（以下「CS等」）等の単位での定期的な検査
月に1回以上検査を実施する。

(2) 検査機関

福島県農業総合センター又は環境創造センター福島支所

(3) 定期検査時の原乳の取扱い

定期的検査の際、試料採取には県の職員も立ち会い、検査結果が判明するまでCS等で保管・管理する。基準値を下回る検査結果が判明した後、県職員の確認後、原乳の出荷または製品の製造を開始する。

(4) 検査の結果基準値を上回った場合

保管・管理している原乳は県職員の立ち会いのもと廃棄する。出荷制限の要否が判断されるまで当該CS等に属する市町村からの原乳の集荷を自粛する。

2 解除後の出荷管理等

(1) CS等での出荷数量等の把握

CS等は受け入れた原乳に関して、出荷者名と出荷量を確認し、それを県に報告する。また、CSは、原乳を乳業工場へ出荷した場合、出荷先の乳業工場及び出荷量について県に報告する。

(2) 乳業工場での管理

乳業工場は、脱脂粉乳を製造する場合には、基準値を下回るよう生乳又は脱脂粉乳の検査等により適切に管理すること。

(3) 酪農家への指導

ア 適正な家畜の飼養管理の徹底

県は、原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理等に関する関係通知を酪農家に周知するとともに、関係団体と協力して適正な飼養管理に係る巡回指導を実施する。

イ 出荷制限区域から出荷制限解除区域へ移動した牛から産出する原乳の扱い

出荷制限区域から出荷制限解除区域へ移動した牛からの原乳の出荷は行わないよう出荷制限解除区域の酪農家を指導し、域内酪農家の乳量を確認する。

ただし、以下の(ア)及び(イ)を満たす場合にあっては、出荷制限区域から出荷制限解除区域へ移動した搾乳牛からの原乳の出荷を認めることとし、認める場合には県がその旨を公表する。

(ア) 約1週間ごとに、移動前の牛から搾乳した原乳を合乳したもの（又は県内の出荷制限解除区域に移動させた後の牛から搾乳した原乳を合乳したもの）について、それぞれ検査を行い、3回連続して基準値以下となること。

(イ) (ア)の検査の際に同時に原乳を採取した搾乳牛から出荷される原乳はすべて、事前に県と協議した特定のCS等へ出荷すること。

なお、初妊牛及び乾乳牛を出荷制限区域から出荷制限解除区域へ移動させ分娩後に原乳の出荷を行う場合には、出荷する特定のCS等を事前に県と協議し、移動した農場で移動前の農場単位で最初に分娩した移動牛から生産された原乳が3回連続して基準値以下であることを県に報告した上で、移動牛の原乳の出荷を開始する。

ウ 出荷制限解除時点で原乳の生産がない区域及び避難指示が解除された区域における原乳生産の扱い

- (ア) 県は、原乳を取り扱う農業協同組合等（以下「農協等」）又は乳業者に対して、新たに農家が酪農経営を開始することを決定した場合において、農家の氏名、所在地、飼養規模、営農開始希望日等を速やかに報告するよう要請する。
- (イ) (ア) の報告を受けた県は、営農開始前に当該農家に対して、原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理等に関する関係通知を周知するとともに、関係団体と協力して適正な飼養管理を指導する。県は、特に避難指示が解除された区域においては「避難指示解除準備区域等における畜産経営の再開に関する留意事項」（平成27年12月4日付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、飼料課長通知）（別紙2参照）に基づき必要な指導、確認を行う。

また、県は、農協等又は乳業者と出荷するCS等を事前に協議するとともに、牛が避難指示区域の外から導入されたことを確認した上で、搾乳開始後1週間以降、かつ出荷開始前1ヶ月以内に、農家単位で搾乳した原乳の検査を行い、基準値以下であることを確認し、当該農家は、原乳の出荷を開始する。

- (ウ) 県は、(イ)により確認を受けた農場を除き、避難指示が解除された区域において生産された原乳の出荷を行わないよう当該区域の市町村、農協等、乳業者、農家を指導することとし、(イ)により確認を行い、原乳の出荷を認める場合には県はその旨を公表する。

(4) 県と関係者との情報の共有

県と関係団体で構成する連絡会議において、情報の共有化と周知徹底を図る。

また、県は消費者、流通業者に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供する。

C S等の区分、所在地及び該当市町村

別添

C Sまたは乳業工場の区分 (所在市町村)	地域に該当する市町村				
本宮CS1（本宮市）	福島市	二本松市	伊達市	本宮市	川俣町
	大玉村	郡山市	田村市	平田村	小野町
	矢吹町	喜多方市	磐梯町	猪苗代町	相馬市
	南相馬市	新地町	いわき市	下郷町	鮫川村
	楢葉町	南会津町	葛尾村	須賀川市	鏡石町
	石川町	浅川町	三春町	白河市	西郷村
	泉崎村	塙町	会津美里町	川内村	浪江町
本宮CS2（本宮市）	福島市	川俣町	南相馬市	大玉村	
県南CS（泉崎村）	泉崎村	矢吹町	西郷村		
乳業工場（会津坂下町）	喜多方市	磐梯町	猪苗代町	会津美里町	南会津町
乳業工場（南会津町）	南会津町	下郷町			
乳業工場（いわき市）	石川町	浅川町	鮫川村	いわき市	郡山市
	小野町	平田村	塙町		

C S等の区分、所在地及び該当市町村

(変更前)

別添

C Sまたは乳業工場の区分 (所在市町村)	地域に該当する市町村				
郡山C S (郡山市)	郡山市	須賀川市	田村市	鏡石町	石川町
	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町
	白河市	西郷村	泉崎村	矢吹町	塙町
	鮫川村	喜多方市	磐梯町	会津美里町	川内村
	いわき市	福島市	二本松市	本宮市	川俣町
	大玉村	南相馬市	伊達市	浪江町	
本宮C S 1 (本宮市)	福島市	二本松市	伊達市	本宮市	川俣町
	大玉村	郡山市	田村市	平田村	小野町
	矢吹町	喜多方市	磐梯町	猪苗代町	相馬市
	南相馬市	新地町	いわき市	下郷町	鮫川村
	檜葉町	南会津町	葛尾村		
本宮C S 2 (本宮市)	福島市	川俣町	南相馬市	大玉村	
県南C S (泉崎村)	白河市	泉崎村	矢吹町	西郷村	
乳業工場 (会津坂下町)	喜多方市	磐梯町	猪苗代町	三島町	会津美里町
	南会津町				
乳業工場 (南会津町)	南会津町	下郷町			
乳業工場 (いわき市)	石川町	浅川町	鮫川村	いわき市	郡山市
	小野町	平田村	矢祭町	塙町	

C S等の区分、所在地及び該当市町村

(変更後)

C Sまたは乳業工場の区分 (所在市町村)	地域に該当する市町村				
本宮C S 1 (本宮市)	福島市	二本松市	伊達市	本宮市	川俣町
	大玉村	郡山市	田村市	平田村	小野町
	矢吹町	喜多方市	磐梯町	猪苗代町	相馬市
	南相馬市	新地町	いわき市	下郷町	鮫川村
	檜葉町	南会津町	葛尾村	須賀川市	鏡石町
	石川町	浅川町	三春町	白河市	西郷村
	泉崎村	塙町	会津美里町	川内村	浪江町
本宮C S 2 (本宮市)	福島市	川俣町	南相馬市	大玉村	
県南C S (泉崎村)	泉崎村	矢吹町	西郷村		
乳業工場 (会津坂下町)	喜多方市	磐梯町	猪苗代町	会津美里町	南会津町
乳業工場 (南会津町)	南会津町	下郷町			
乳業工場 (いわき市)	石川町	浅川町	鮫川村	いわき市	郡山市
	小野町	平田村	塙町		